

ニュープロパティガード(企業財産保険)の補償内容についてのご案内

(2026年7月1日以降補償開始用)

このリーフレットでは、ニュープロパティガードの主な補償内容についての概要をご説明しています。

ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

財物損害補償

財物損害補償で使用される略称や主な保険用語は次のとおりです。

保険の対象	ご契約の財物(建物、設備・什器(じゅうき)等、商品・製品等、屋外設備・装置)をいいます。 ただし、居住用の建物、家財、通貨・有価証券・預貯金証書・印紙・切手その他これらに類する物、建築中の建物・増築中の建物の増築部分、動物・植物、野積みの動産、自動車(自動三輪車・自動二輪車を含み、原動機付自転車(※)を除きます。)、船舶、航空機またはデータ・ソフトウェア・プログラム等の無体物を除きます。 (※)総排気量が125cc以下または定格出力が1.00kW以下の二輪車などの原動機付自転車をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額(再調達価額(※)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いて算出した額)をいいます。 (※)保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な額のことをいいます。

対象となる保険事故

I 損害保険金

ご契約金額が保険価額以上の場合は保険価額を限度に損害の額を、保険価額を下回る場合は、損害の額に保険価額に対するご契約金額の割合を乗じた額を損害保険金としてお支払いします。

(1)	火災	火災によって保険の対象が受けた損害に対して保険金をお支払いします。
(2)	落雷	落雷によって保険の対象が受けた損害に対して保険金をお支払いします。
(3)	破裂または爆発	破裂または爆発によって保険の対象が受けた損害に対して保険金をお支払いします。
(4)	風災・雹災(ひょうさい)・雪災	台風、旋風または暴風などの風災、雹災(ひょうさい)または豪雪、雪崩(なだれ)などの雪災によって保険の対象が受けた損害に対して保険金をお支払いします。
(5)	物体の落下・飛来・衝突など	次の損害に対して保険金をお支払いします。 ①建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触、倒壊によって保険の対象が受けた損害 ②建物の内部での車両またはその積載物の衝突、接触によって保険の対象が受けた損害 なお、保険の対象が屋外設備・装置または屋外設備・装置内収容の動産の場合は、航空機の墜落・接触、飛行中の航空機からの物体の落下、車両(その積載物を含みます。))の衝突・接触によって保険の対象が受けた損害に限りします。
(6)	漏水・放水・溢水(いっすい)	次の損害に対して保険金をお支払いします。 ①給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水、溢水(いっすい)によって保険の対象が受けた損害 ②被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水、溢水(いっすい)によって保険の対象が受けた損害
(7)	騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議	騒擾(そうじょう)や集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為によって保険の対象が受けた損害に対して保険金をお支払いします。
(8)	盗難	【盗難(業務用の通貨または預貯金証書の盗難を除きます。)] 保険の対象について生じた盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂)による盗取、損傷、汚損の損害に対して保険金をお支払いします。ただし、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品などの場合は、1回の事故につき、1個(1組)ごとに100万円が限度となります。なお、盗難の場合は、警察への届出が必要となります。 【業務用の通貨または預貯金証書の盗難】 保険の対象が設備・什器(じゅうき)等の場合、1回の事故につき1敷地内ごとに、業務用の通貨の盗難は30万円を限度とし、業務用の預貯金証書の盗難は300万円または設備・什器(じゅうき)等の保険金額のいずれか低い額を限度として補償します。なお、盗難の場合は、警察への届出が必要となります。
(9)	上記(1)～(8)以外の不測かつ突発的な事故	上記(1)～(8)以外の不測かつ突発的な事故に対して保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いしない場合に該当するものを除きます。お支払いに際しては、損害の額から保険証券に記載されている免責金額(自己負担額)を差し引いた額を保険金としてお支払いします。

対象となる保険事故

II 費用保険金

(1)	事故時諸費用保険金(注)	I 損害保険金(1)～(7)の保険事故によって損害保険金をお支払いする場合、保険の対象が損害を受けたために臨時に生ずる費用をお支払いします。 ・事故時諸費用補償特約(10%型)N:損害保険金の10%(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度となります。) ・事故時諸費用補償特約(30%型)N:損害保険金の30%(1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円が限度となります。)
(2)	残存物取片づけ費用保険金	I 損害保険金(1)～(9)の保険事故(※)によって損害保険金をお支払いする場合、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに要した費用の実費をお支払いします(お支払いする損害保険金の10%が限度となります。) (※) I 損害保険金(8)の保険事故のうち、業務用の通貨・預貯金証書の盗難を除きます。
(3)	修理付帯費用保険金	I 損害保険金(1)～(9)の保険事故(※)によって保険の対象に損害が生じた結果、復旧にあたり発生した次の費用のうち、弊社の承認を得て支出した必要・有益な費用をお支払いします(1回の事故につき、1敷地内ごとに、ご契約金額(ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。))の30%、または5,000万円のいずれか低い額が限度となります。) ①損害の原因調査費用、損害の範囲を確定するための調査費用 ②点検費用、調整費用、試運転費用 ③仮修理費用 ④代替物の賃借費用、仮設物の設置費用・撤去費用・土地の賃借費用 ⑤割増賃金の費用 (※) I 損害保険金(8)の保険事故のうち、業務用の通貨・預貯金証書の盗難を除きます。
(4)	損害防止費用保険金	I 損害保険金(1)～(3)の保険事故による損害の発生または拡大の防止のために支出した次の必要・有益な費用をお支払いします(実費をお支払いします。ただし、ご契約金額(ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。))からお支払いする損害保険金を差し引いた残額が限度となります。)。ご契約金額が保険価額を下回る場合、お支払いする保険金が削減されることがあります。 ①消火薬剤などの再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理・再取得費用 ③消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用

(注)事故時諸費用補償特約(10%型)Nまたは事故時諸費用補償特約(30%型)Nがセットされている場合にお支払いします。

休業損失補償(事業継続サポート補償特約N)

休業損失補償で使用される略称や主な保険用語は次のとおりです。

保険の対象	● 保険証券記載の建物・構築物および敷地内(※)にある被保険者の占有する建物・構築物、動産など ● 敷地内(※)に所在する建物・構築物のうち、他人が占有する部分 ● 敷地内(※)に所在する建物・構築物に隣接するアーケードまたはそのアーケードに接する建物・構築物 ● 敷地内(※)に所在する建物・構築物に通じる袋小路およびそれに面する建物・構築物 (※)建物・構築物の所在する敷地内をいいます。
-------	--

対象となる保険事故

I 休業損失日額保険金

休業損失補償	(1)	火災	左記(1)～(9)の保険事故によって保険の対象となる店舗や作業場などが損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた休業損失と、休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用に対して、休業損失日額保険金をお支払いします。ただし、お支払いの対象となる休業日数は、復旧期間から保険証券に記載されている免責期間を控除した残りの日数内の休業日数とします。
	(2)	落雷	
	(3)	破裂または爆発	
	(4)	風災・雹災(ひょうさい)・雪災	
	(5)	物体の落下・飛来・衝突など	
	(6)	漏水・放水・溢水(いっすい)	
	(7)	騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議	
	(8)	盗難	
	(9)	上記(1)～(8)以外の不測かつ突発的な事故 (保険金をお支払いしない場合に該当するものを除きます。)	
	(10)	不測かつ突発的な事由に起因して構外ユーティリティ設備(※)の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害されたために生じた休業損失と、休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用に対して、休業損失日額保険金をお支払いします。ただし、お支払いの対象となる休業日数は、復旧期間から保険証券に記載されている免責期間を控除した残りの日数内の休業日数とします。 (※)構外ユーティリティ設備とは、保険の対象と配管または配線により接続している事業者の占有する電気・ガス・熱・水道・工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で事業者の占有するもの(日本国内に所在するものに限ります。)をいいます。	

対象となる保険事故

II 付随的な保険金

(1)	損失防止費用保険金	I 休業損失日額保険金(1)～(3)の保険事故による損失の発生または拡大の防止のために支出した次の必要・有益な費用をお支払いします(実費をお支払いします。)。ただし、財物損害補償II(4)の損害防止費用保険金を支払われる場合は、損害防止費用保険金のうち損失防止費用に該当する額を損失防止費用の額から差し引いた残額をお支払いします。 ①消火薬剤などの再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理・再取得費用 ③消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用
(2)	事業継続サポート補償上乗せ保険金(注1)	I 休業損失日額保険金(1)～(7)または(10)の保険事故(注2)によって休業損失日額保険金を支払われる場合、休業損失日額保険金の30%を上乗せしてお支払いします(1回の事故につき、500万円が限度となります。)

(注1)事業継続サポート補償上乗せ特約Nがセットされている場合にお支払いします。
(注2)事業継続サポート補償上乗せ特約Nをセットしているご契約に水災危険補償特約Nまたは地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)Nをセットしている場合は、それぞれの特約のお支払いの対象となる保険事故を含みます。

【ご注意ください】

- ・ニュープロパティガードは、財物損害補償および休業損失補償から、お客さまがお選びになった補償を対象としています。
- ・ご契約の際に支払限度額または免責金額(自己負担額)を設定された場合は、お支払いする保険金に支払限度額または免責金額が適用される場合があります。
- ・お客さまのご希望により、各種「補償対象外特約」などをセットすることにより、一部の補償が除外される場合があります。この場合は、本表に掲載されているものであっても、補償の対象となりません。
- ・オプションで特約をご契約の場合は、本表に掲載されている以外の保険金のお支払いの対象となる場合があります。
- ・事業継続サポート補償特約Nをセットしているご契約に水災危険補償特約Nまたは地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)Nをセットしている場合は、事業継続促進費用保険金をお支払いできる場合があります。
- ・その他、セットされている特約により、支払条件や支払額が変更される場合があります。
- ・財物損害補償で、次の物は保険証券に明記されていない場合は補償されません。
 - ①門、塀、垣、物置、車庫など
 - ②貴金属、宝玉・宝石、書画、骨董(こっとう)、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ③稿本、設計書、図案、証書、帳簿など
 - ④区分所有建物の専有部分が保険の対象である場合におけるその建物の共用部分